

青 経 産 号 外
令和7年1月8日

報 道 機 関 各 位

青森県経済産業部経済産業政策課長

令和6年12月28日からの大雪による災害に係る中小企業金融対策について

県特別保証融資制度「経営安定化サポート資金」の「災害枠」に、「令和6年12月28日からの大雪による災害」を指定しましたのでお知らせします。

なお、本日付けで県内の各金融機関、各商工団体あてに周知したことを申し添えます。

1 災害枠の条件等

融 資 対 象	令和6年12月28日からの大雪による災害の影響により、事業活動に影響を受けている中小企業者
資 金 使 途	運転資金・設備資金
融 資 限 度 額	30,000千円
融 資 利 率	融資期間3年以内の場合は0.9% 融資期間3年超の場合は1.1%
融 資 期 間	10年以内（据置2年以内）
保 証 料 率	0.45%～1.90%
そ の 他	同資金の「経営安定枠（売上減少等を対象）」と別枠での利用が可能

2 施行日

令和7年1月8日

報道機関用提供資料	
担当課	経済産業政策課
担当者	中小企業金融グループ 小泉GM、山内、阿保
電話番号	直通 017-734-9368 内線 3631
報道監	次長 山口 郁彦